

鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した ICT システム・機器の導入について

《制度の概要》

捕獲情報や処理加工、在庫・出荷管理などの情報管理を効率化する ICT システム、システムと連携できる機器類、関係する事務用品の導入に農林水産省の交付金（※1）を活用できます。

交付金の活用には、野生鳥獣被害対策の地域協議会等を通じて費用の申請が必要です。

《ICT システムについて》

ICT とは、情報通信技術のことで、インターネットを通じて情報を繋ぐことが出来るシステムです。ICT システムを活用することで、捕獲情報～加工処理、在庫・出荷管理までをインターネットを通じて一元的に管理することができ、情報管理の効率化が期待できます。

《交付金について》

- 上限金額：1 市町村当たり 350 万円以内
- 補助率：定額
- 補助対象：① ICT の情報管理システム（システム自体）
 - ② システムに繋がる機材（センサー等）、金属検出機（※2）、計量器、ラベラー等の機器類
 - ③ 事務用品
- 新たにシステムを導入する際の費用、システムの機能強化（※3）を実施する場合の費用、システムに繋がる機器類やシステム管理のための事務用品の購入費用が補助対象となります。
- 2 年目以降の通信費などの経常的な費用は、補助対象外となりますので、ご注意ください。



※1. 鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業の「ICT の活用による情報管理の効率化」）

交付金の使用には市町村等が策定する被害防止計画に内容を盛り込む必要があります。

まずは、市町村にご相談ください。

交付金についての詳細は農林水産省鳥獣対策室（03-6744-2196）へお問い合わせください。

※2. ハンディタイプの金属検出機は食品に使用できないものが多いため、金属検出機導入の際は、食品に使用可能なコンベア式の物の導入をご検討ください。

※3. 機能強化とは、例えば、捕獲情報を管理するシステムまたは在庫情報を管理するシステムのどちらかが既にある場合に新たに整備するシステムとの連携する場合等が該当します。